三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県紀の川市赤沼田字向峯三九七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向峯三九七の三(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町野中字山添三七〇、三七一、三七五、三七五の二、三七五の四から三七五の六まで、三七六の三、三七八の一、三七八の五から三七八の七まで、三七八の一〇から三七八の一二まで、三七八の一五から三七八の一七まで、三七九の一、三八〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山添三七八の一・三七八の五・三七八の一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市中辺路町大内川字柳谷六八一・六八三・六八七の一・六九一・六九一の一・六九二・六九三・六九四の二・六九五の一・一三七九の一・一三七九の三・一三七九の四・一三八〇・一三八一の一・一三八一の二・一三八一の三・一三八一の五二(以上十八筆について次の図に示す部分に限る。)、六七五から六七七まで、六七七の一、六七七の二、六七八、六七九、六八〇の一、六八〇の二、六八二、六八四から六八六まで、六八七の二、六八七の五、六八七の六、六八八、六八八の一、六八九、六九〇、六九三の一、六九四の一、六九五の二、六九五の三、一三八一の四二から一三八一の四四まで、一三八一の四六、一三八一の五〇
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳谷六八六・六九五の一・一三八一の二・一三八一の五一・一三八一の五二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市多々良木字タコタ三二の二、三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字タコタ三二の二(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町正法寺字宮ノ谷一六四、一六五の一、一六五の二、一六六、一六九から一八四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ谷一六四・一六五の一・一七三・一八四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一八一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年八月二十七日
農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町大名草字シリキ二一〇九、二一〇九の一、二一〇九の二、二一〇九の四から二一〇九の六まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字シリキ二一〇九の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。